

仙台市で勤務する公衆衛生医師を募集しています

「杜の都」として知られる仙台は、経済、学術などの高度な都市機能が集積する都心部から、豊かな田園や山林が広がる郊外部まで、多彩な表情と活力を有する東北唯一の政令指定都市です。

市民の安全で健康な暮らしは、まちづくりの基礎であり、活力の源です。世界中で流行した新型コロナウイルス感染症をはじめ、近年発生している様々な新興・再興感染症への対応や、生活習慣病予防による健康寿命の延伸など、公衆衛生が自治体行政において担う役割はますます重要になっています。

保健所設置市である仙台市では、公衆衛生医師として、109万市民の健やかな生活を守り、支える最前線で活躍いただける方を募集しています。

【公衆衛生医師のポイント】

① 109万仙台市民の健康に携わる公衆衛生の第一線機関を支える仕事です

感染症対策や食の安全等、保健所が担う専門的な業務に加え、区保健福祉センターでは予防接種や生活習慣病対策など、公衆衛生の最前線期間として、市民に身近な健康課題への直接的な取り組みによる、大学や県にはない地域に密着した地域全体の健康づくりを推進します。また、母子保健に加え、介護保険や福祉制度などの分野にも関わりを持つことができます。

② 医師としての専門知識を活かすことができる仕事です

感染症健康危機管理や食中毒対応、医療機関への立ち入り、市民の健康づくりなど、医師の専門知識を活かすことができる、やりがいがある仕事です。また、医師会や大学などと連携して保健・健康施策を推進しており、医療関係者とのネットワークも広がります。

③ 宮城県社会医学系専門医の研修プログラムに参加できます

仙台市保健所や仙台市健康福祉局は、宮城県社会医学系専門医研修プログラムの研修施設となっており、日々の業務に取り組むことで専門医資格取得に向けた研修を行うことができます。

④ “働きやすい”勤務制度。勤務場所は仙台市内です

子育てや介護など、仕事とプライベートの両立ができるよう、各種支援・休暇制度を設けています。また勤務は、基本的に定められた勤務時間内になります(感染症等の健康危機管理や災害対応など、時間外勤務が必要となる場合があります)。

⑤ 必要な知識は、採用後の研修や業務を通して習得できます

これまでの専門分野や保健所、行政機関での経験は問いません。日常業務で必要とされる知識は、国立保健医療科学院や結核予防会結核研究所などの関係機関での研修受講のほか、経験豊かな職員によるOJT(On the Job Training)で習得できます。

保健所設置市の特徴は、公衆衛生施策の企画立案と実施主体が一体となっていることです。広く市民の健康をフィールドとする公衆衛生の仕事は、市民全体の生活の質の向上に様々な角度から貢献することができます。また、診療科を問わずこれまでの臨床経験を活かすこともできます。

保健所や各区保健福祉センターなどで、公衆衛生分野において管理職としてリーダーシップを発揮していただける方をお待ちしています。ぜひ私たちと一緒に働いてみませんか。

公衆衛生医師の業務内容・勤務条件など

1. 業務内容

主に医学的観点から、公衆衛生分野に係る施策の企画立案・調整や、市民への保健サービス提供に関する助言等を行います。実際の業務は、職場の保健師・衛生職等の技術系職員や事務職員と協力しながら進めます。

※管理職として複数の業務を統括することもあります。

(1)感染症対策、健康危機管理

- ・ 感染症や食中毒への対応
- ・ 大規模災害時の医療・保健・衛生面の対応
- ・ 結核コホート研究会、エイズ性感染症検査 ※結核検診やエイズ検査は、健診機関等で実施
- ・ 予防接種に関する助言等 ※接種業務は、医療機関が実施

(2)医療安全

- ・ 病院や診療所の立ち入り、開設等許可に関する指導、医療安全相談等に係る助言等

(3)母子保健

- ・ 妊婦や乳幼児の健康支援 ※妊婦健診や乳幼児健診は、医療機関等が実施

(4)成人保健

- ・ 生活習慣病予防等の健康支援 ※特定健診・特定保健指導は、医療機関等が実施
- ・ 地域の健康づくり事業

(5)精神保健

- ・ 精神保健に関する相談や普及啓発

(6)食品衛生・環境衛生

- ・ 飲食店等への監視指導
- ・ 理美容所や旅館等への監視指導

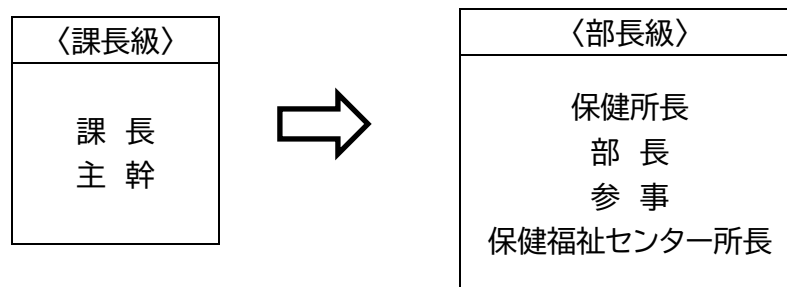
2. 勤務場所

(1)健康福祉局保健所(仙台市青葉区)

(2)区保健福祉センター(保健所支所と福祉事務所の機能を有し、5センターあります。)

3. キャリアパス

(例)



- ・ 職位は、医師免許取得時からの年数等に応じて決定されます。
- ・ どの職位においても、医師としての専門的見地から助言指導等を行うなど、公衆衛生業務に従事することとなります。
- ・ 課長、部長、所長等のポスト職の場合、組織のリーダーとして所管業務の指揮監督を行うこととなります。

4. 研修

- (1)採用時や昇任時には、仙台市職員として、それぞれの段階で業務に必要な知識等を身につけるための研修を行います(職員研修所主催)。
- (2)公衆衛生医師として専門的な知識・技術の習得のため、各種研修機関への派遣研修を行います(国立保健医療科学院、国立感染症研究所、結核研究所等)。
- (3)希望に応じ、東北大学大学院医学系研究科等において、公衆衛生学分野にかかる研鑽を積むことも可能です。

5. キャリアを継続できる制度

家庭環境等の変化があっても、医師としてキャリアを継続できるよう、様々な休暇制度や職務を免除する制度を整えています。

〈主な休暇制度等の概要:令和7年4月現在〉

制度名称	内容
産前・産後休暇	女性職員の出産のための休暇(有給) ・産前8週間(多胎妊娠 14 週間)、産後8週間
妊婦通勤緩和	妊娠中の女性職員の通勤負担を緩和するための職務免除(有給) ・朝又は夕方の 1 時間あるいは朝夕 30 分ずつ
育児参加のための休暇	配偶者が出産する場合で、出産に係る子ども又は小学校就学前の子どもの養育のための休暇(有給) ・産前8週間(多胎妊娠 14 週間)から当該出産に係る子どもが1歳に達する日までの間の5日以内
育児休業	3歳未満の子どもの育児のための休業(無給だが、一定の場合、共済組合から育児休業手当金の給付あり)※男性・女性職員共通
育児短時間勤務	小学校就学前の子どもの育児のため、常勤職員のまま短時間の勤務とする制度(給与は勤務時間数に応じた額)※男性・女性職員共通 ・週当たり、通常の 1/2～2/3 程度の勤務時間
育児時間	2 歳未満の子どもの育児のための休暇(有給)※男性・女性職員共通 ・1日2回それぞれ45分
部分休業	小学校就学前の子どもの養育のため、勤務時間の一部を勤務しない制度(無給)※男性・女性職員共通 ・勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間以内(30 分単位)
子の看護休暇	小学校6年生までの子どもの看護や予防接種のための休暇(有給) ・1年度に 5 日以内。時間単位で取得可。
家庭支援休暇(介護)	配偶者、父母、子ども等の介護のための休暇(無給だが、一定の場合、共済組合から介護休業手当金の給付あり) ・通算6カ月の範囲で3回まで。時間単位で取得可。
介護部分休業	配偶者、父母、子ども等の介護のため、勤務時間の一部を勤務しない制度(無給) ・連続3年の期間内で、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間以内(30 分単位)

6. 給料・手当

- ・ 採用時の給料月額は、医師免許取得時から換算し、かつ任命される職位に応じて決定されます（博士課程修了者には加算があります）。
- ・ 給与は、上記のほか、初任給調整手当、地域手当、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が、それぞれの支給要件に従って支給されます。
（参考）24 歳で医師免許を取得した50歳の方の年収 約1,300万円（令和7年4月現在）

7. 勤務時間・休日

- ・ 原則として、土曜・日曜・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時15分まで（休憩時間は60分）です。1 週間あたりの勤務時間は 38 時間 45 分となります。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。
- ・ 有給休暇は、1 年につき 20 日（採用時期により変動あり）となり、時間単位で取得できます。また、20 日を限度として、次年度に繰り越すことができます。

8. よくあるご質問にお答えします

Q1 仙台市で働く公衆衛生医師は何名いますか？ うち女性は何名ですか？

A1 令和7年4月現在、健康福祉局と区保健福祉センターで勤務する常勤の医師は5名です。うち女性は2名です。

Q2 転勤はありますか？

A2 数年ごとの職場の異動はありますが、勤務地は仙台市内となります。健康福祉局保健所・各区保健福祉センターは、どこも地下鉄や JR の駅から徒歩圏内にあります。

Q3 専門が公衆衛生ではありませんが、大丈夫でしょうか？

A3 これまで、様々な専門分野や診療科を経験した医師が、仙台市に採用され勤務しています。公衆衛生医師として必要な知識を採用後の研修や勤務で修得しつつ、これまで活躍された専門分野等の経験も活かすことができます。先輩医師の職員がサポートするとともに、国立保健医療科学院などへの派遣研修や社会医学系専門医研修プログラムなどで知識を深めることができます。

実際の業務においては、職場の保健師等の技術系職員や事務職員と一緒に、意見交換をしながら進めることとなり、医師としてのこれまでの経験や専門性に基づく助言等を期待しています。

Q4 学会等への出張は可能ですか？

A4 公衆衛生に関する研究テーマについて、関連する学会等へ参加するための旅費や会費等を公費で負担する制度があります。このほか、業務状況や予算等との兼ね合いもありますが、公衆衛生医師としてのレベルアップのための学会等への参加については、できるだけ配慮します。

Q5 医師としての勤務を続けたいが、当面は子どもと向き合う時間も大切にしたいと思っており、残業や休日勤務はできるだけ避けたいのですが？

A5 感染症や食中毒といった健康危機管理事案や災害などの緊急時のほか、エイズ・性感染症検査の立会い、医師会・大学等との打合せ、地域の健康づくりイベント等のため、平日の勤務時間外や休日の勤務となる場合がありますが、基本的には勤務時間内での勤務となります。
また、子育て支援のための各種制度も用意しておりますので、ぜひご活用ください。

Q6 業務内容を詳しく教えてほしいのですが？ 一度、見学に行きたいのですが？

A6 下記問い合わせ先へご連絡ください。見学也大歓迎です。可能な限り対応します。
保健所や区保健福祉センターの現場を知っていただくためにも、事前の見学をお勧めします。

Q7 仙台市ではどのような人材を求めていますか？

A7 「仙台市民のために働きたい」という気持ちで、課題解決や社会への貢献をしていきたいという方、事務職や他の専門職と連携・協力しながら、公衆衛生の分野においてリーダーシップをとって仕事を進めていくことができる方を特に歓迎します。

〈お問い合わせ先〉

仙台市健康福祉局保健衛生部保健管理課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

TEL 022-214-8190 FAX 022-214-8157

E-mail: fuk005515@city.sendai.jp